

第 28 回自治体システム等標準化検討会

日 時：令和 8 年 7 月 30 日(木) 10 時～11 時

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

水島 聡史 神戸市地域協同局住民課係長

飯岡 哲男 筑西市政策企画部行革DX推進課係長

中嶋 健裕 前橋市未来創造部情報政策課長

摩尼 真 町田市政策経営部デジタル戦略室担当課長

新井 美和 藤沢市市民自治部市民窓口センター主幹

大竹 芳弘 三条市総務部 DX 推進課長

相澤 修一 出雲崎町町民課長

熊谷 理恵 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長

新免 心寿 倉敷市市民局市民生活部市民課主幹（代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

寸田 弘樹 京都府町村会

村井 隆一 全国知事会調査第一部長

平野 智也 全国市長会行政部長

河野 功 全国町村会行政部長

荻野 敦 地方公共団体情報システム機構

住民基本台帳ネットワークシステム 全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構

ICT イノベーションセンター副センター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

池端 桃子 デジタル庁地方業務標準化エキスパート

千葉 大右 総務省デジタル統括アドバイザー

伊良部 直 総務省自治行政局住民制度課課長補佐（代理出席）

小牧兼太郎 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

三橋 郁 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室課長補佐
（代理出席）

石川 祐帆 総務省自治行政局地域 DX 推進室課長補佐（代理出席）

横谷 勉 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐（代理出席）

青島 加歩 総務省サイバーセキュリティ統括官室事務官（代理出席）

（準構成員）

内田 真悟 株式会社 RKKCS 第 1 システム本部住基部門部長
末武 純 Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部課長
新谷 則之 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部
山崎 高広 株式会社電算開発本部ソリューション 1 部次長
中西 亮 日本電気株式会社パブリックシステム開発部門
住民情報システム開発統括部住民情報グループ
プロフェッショナル
青木 弘明 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ
公共情報サービス第一事業部公共パッケージ事業推進本部
パッケージ事業推進部
大村 周久 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部
標準化ビジネスマネジメント室エグゼクティブディレクター
甲斐 雄太 富士フィルムシステムサービス株式会社公共事業本部
システム開発部仕様統括グループ住民記録チーム

【議事】

1. 一部機能経過措置に係る実装区分等の見直し等について
2. その他

【概要】

1. 一部機能経過措置に係る実装区分等の見直し等について

○事務局より、資料 1「一部機能経過措置に係る実装区分等の見直し等について」に沿って説明を実施。

○全体的な実装区分の見直し観点に異論はない。以下 2 点確認させていただきたい。

- ①「①ベンダの観点」での該当がない、すなわちベンダが対応可能と回答している機能等は総務省の観点で確認する必要があるのか。
- ②総務省の観点と自治体の観点で矛盾が生じる場合はどちらを優先するのか。
→①ベンダのリソース不足等により令和 7 年度末までの対応が間に合わなかったものの、実装等の対応は可能と回答しているものについては、実装区分の見直しを行わない想定。なお、総務省の観点（制度上の要請・政策的観点）に記載されている内容を踏まえて仕様書に盛り込まれた機能等については、

実装区分の見直しを行わないという意図。

②総務省の観点と自治体の観点のいずれかで見直しの必要があると判断される場合は、検討の俎上に載せた上で、個々の機能を確認した上で判断していくことを想定している。

→了解した。自治体の観点で実装区分の見直しの必要があると判断されても、総務省の政策的観点で見直しの必要がないと判断された場合には、原則として実装区分を見直さない方針という理解で良いか。

→機能等を具体的に確認した上での判断となるが、基本的には御認識のとおり。

○実装区分等の見直しフローについては問題ない認識である。過去の検討会において、チェックリスト的な帳票の一部は EUC の機能でデータを出力し、Excel 等で加工するという議論があったと記憶している。EUC でデータを出力するという機能が実装されているが、一部の自治体では意図するように加工ができていない可能性がある。自治体の組織・体制の観点から標準化された機能等について実行が難しいものもあるように思料する。

→自治体の事情については、自治体の観点の「自治体からの機能継続要望」の中で考慮する想定。機能を削除することで、自治体に非現実的な運用変更を強いる場合は配慮が必要と考える。

→了解した。運用が他と大きく異なる自治体については、運用体制を見直すような働きかけが必要と考える。他自治体との意見交換の円滑化や住民へのわかりやすいサービス提供につながると思料する。

○現状、実装していない機能の新規開発に伴う運用経費への影響について検討されているか。

→実装不可機能を標準オプション機能に変更する場合に、機能の追加に伴う運用経費の増加等の可能性があり、見直しの留意点に明記されていないが、運用経費への影響は留意すべきと認識。

○実装区分等の見直しの「ベンダの観点」について、標準化対象の基幹業務 20 業務もこれに準じる形で展開されると想定する。リソース不足により令和 7 年度末の実装が間に合わないと整理した機能について、他で優先対応の必要が生じた場合に、令和 10 年度末の実装が困難になる場合も考えられる。住民記録の実装区分見直しの観点を他業務に展開する際には、業務特性を考慮する必要があると考える。

→御指摘のとおり、法改正等を優先し実装が間に合わない可能性は考えられる。経過措置申請を受け付けた機能の規模の大小に応じて、制度所管省庁で優先順位を検討し具体的な適合基準日を設定いただく等の対応が必要と考える。

→今回の「見直しの観点」は、本検討会で取り扱う住民記録・印鑑登録・戸籍附

票を念頭に観点整理を行ったもの。他業務への展開にあたっては、各業務の実態や経過措置対象機能等を踏まえ、当該業務制度所管省庁で整理することになると考える。

→了解した。

○実装区分の「見直しの観点」について、全体的な方向性に異論はない。「自治体の観点」のうち自治体からの機能継続要望について、自治体の要望が強く反映される可能性がある。標準仕様書については「他の自治体でも適用可能であるか」を基準に考える必要があり、その整理が必要である。残存機能について自治体の要望に従ってそのまま残すのではなく、自治体の運用を変えていく方針で、（標準仕様書中の）各機能がなぜ必要であるかを説明できる形にすべきと思料する。有用なカスタマイズを行う場合は、デジタル庁への申請をすることにより機能として設けることが可能という話が上がっていた認識であり、本実装区分の見直しとの整合性をとる必要がある。

→自治体の運用を変えていくべきという点は、第2回検討会で確認された「標準化されたシステムに個々の業務プロセスを合わせる」という基本的な考え方を踏襲し、今回の見直しでも運用の見直しを含めて検討する必要がある認識。また、「標準化検証機能」提案の仕組みについては、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に記載されていると承知しており、内容を確認する。

→標準化検証機能の提案の仕組みは現在、一部機能の経過措置を優先した結果、受付を実施していない状況である。ただし「運用を変えていない団体が必要としている機能」と「本当にないと困る機能」は別物であり、今後の検討段階でその観点も確認しながら整理していきたい。

→了解した。本検討会が他の基幹業務の基準になるため良い形で整理していただきたい。

○標準化の検討は開始から年数が経ち、関係者の入れ替わりも多い。当初の合意事項や「安易に運用を変えないようにしよう」といった思いが薄れやすいため、過去の議事録等を確認しながら経緯を踏まえ、目的を外さないよう柔軟に進めていきたい。

2. その他

○特定在留カードの実務運用上の変更について、標準仕様書への反映が今後の検討事項に含まれていないように見受けられるが、対応済みであるという認識であるか。

→特定在留カードの制度施行に係る対応について、令和7年8月の標準仕様書改定で必要な対応は完了している認識。

→仕様書の改定内容を確認の上、改めて連絡をする。

以上